



ニュースレター

2012年の第4



読者様

フレイザー法律事務所の最新ニュースレターへ用こそ。

今月号では、最近制定・公布された法律文書及び弊事務所のことについて紹介します。



フレイザー法律事務所は、ハノイ事務所の能力強化を図って、オーストラリア弁護士資格を持つChris Robinson（Chris Robinson）弁護士をホーチミン事務所からハノイ事務所へ異動することを喜んでお知らせします。同氏は特別顧問弁護士として任命されました。同氏は、ハノイ市事務所における豊かな経験を持つグエン・ヴィット・ハ弁護士、ファム・バ・リン弁護士と共に弊事務所とクライアントとの関係を強化していきます。

今月号では以下の事項をご紹介します。

- 外貨貸付に関する2つの新通達（通達3号及び通達7号）及び銀行の自己資本比率に応じる外貨規制
- 短期預金の金利9%への削減に関するベトナム国家銀行頭取の重要な通知
- 担保取引、担保取引に認められる財産形態に関する政令11号
- 銀行間の外貨取引に関する通達2号
- NGOの営業登録手続に関する政令12号

弊事務所のニュースレターは興味深い情報を確信してご提供します。これらの情報に対する読者のコメント、意見はnewsletter@frasersvn.comという電子メールアドレスまでご送付していただければ、幸いです。

また、法制度に関する有益な情報をご提供するこのニュースレターは正式な法律助言を意味しません。このニュースレターにおいて触れている課題に関する更なる情報を求める読者は上記のアドレスまでご連絡をしていただければ、幸いです。

外貨管理に関する新規制

外貨市場の効果的な管理を目指しているベトナム国家銀行は外貨状況及び居住者への外貨貸付を規制する2つ通達を公布しました。

ニュースレター

2012年の第4



外貨借入を認められるケースの更なる制限

2012年3月8日に、国家銀行は外国信用組織・銀行支店の居住者への外貨貸付通達03/2012/TT-NHNN号を公布しました（通達3号）。

通達3号によれば、外国信用組織・銀行支店は、経営上の利益から十分な外貨を保有する顧客にその商品サービス輸入代金の支払のために短期・中期・長期の外貨資本の貸付を認められた。その他に、以下の場合に該当する居住者への外貨貸付を認められる。

- 国家銀行による書面許可を得られた軽油の輸入代金の支払
- 以下の条件をもって、個々のケースにおいて国家銀行による書面許可を得られる資本の貸付
 - 政府方針による優先分野に該当する商品の生産経営計画を実施するための外貨資本の借入
 - 外国信用組織・銀行支店が当該経営計画を審査して、その実行可能性を保障し、かつ顧客が法律規定に定める借入条件を満たし、支払期限を守れる。

通達3号の前の通達（2011年3月24日付通達07/2011/TT-NHNN号）では、以下の居住者への外貨貸付を認められます。

- 輸出収入による返済能力のある居住者が商品サービスの輸入代金を支払うための短期・中期・長期の借入
- 輸出収入による返済能力のある居住者が国境を越えた輸出商品の生産経営計画を実施するための短期借入

通達3号では、米ドルの低金利借入の利用及び外貨投機並びに経済のドル化を防止するために通達7号に定めたと上記の場合が認められなくなり、居住者が外貨借入の可能なケースもより制限しました。

また、2012年5月2日に、国家銀行は決定857/QĐ-NHNN号を公布して、居住者に対する短期外貨貸付を定めました（決定857号）。通達3号に比べて、決定857号はさらに居住者への外貨貸付のケースを拡大しました。すなわち、居住者の顧客に対して輸出を目的とするその生産経営計画を実施するための短期資本の貸付です。ただし、決定857号では、このケースの適用期限は2012年末です。

上記の居住者は個人法人、国籍を問わない以下の者です。

- ベトナムで成立し、営業する経済組織
- ベトナムで12ヶ月以上居住する者。ただし、ベトナムで留学、治療、旅行をする者、又は外交機関、領事館、外国法人の駐在事務所に就職する外国人はその限りではありません。

ニュースレター

2012年の第4



外貨総額上限額の切り下げ

2012年3月20日に国家銀行は、外貨投機を防止するツールとして、外国信用機関・銀行の支店の外貨基準を定める通達07/2012/TT-NHNN号を公布しました（通達7号）。

同通達では、外国信用組織・銀行の支店が日末の外貨プラス・マイナス状態がその自己資本の20%を超えてはなりません。

外国銀行支店は自己資本2500万米ドル以下を保有する場合に以下の外貨総額状態を認められる。

- 日末の米ドル建てプラス外貨総額が500米ドルを超えてはならない。
- 日末の米ドル建てマイナス外貨総額が500米ドルを超えてはならない。

特別の場合に、ベトナム国家銀行の頭取は上記の外貨限度額を超えて維持させることができます。

通達7号で注目される変化は、プラス・マイナスの外貨限度額を30%から20%へ下げたことです。この調整は、一部の信用組織・銀行は幅広い限度額（30%）を利用して、保有する外貨をベトナムドンへ両替して、ベトナムドン建ての貸付によって高金利を獲得しようとした実情に対応して行われたそうです。

通達3号及び通達7号は2012年5月2日から施行されます。

預金の最大限金利下げ

2012年6月7日にベトナム国家銀行はベトナムドン建て短期預金の金利を11%から9%へ下げることと決定しました。これは、3ヶ月以内に預金金利を5%下げたという4回目の金利下げです。この手段は銀行の決済能力を強化し、企業への貸付促進を図るものです。

2012年6月11日から施行されましたこの政策を受けて、多くの銀行は短期預金に対して、この新しい上限金利より低い金利まで下げました。

国家銀行の通知によれば、この金利は少なくとも2012年末まで適用されるということですが、銀行の資本再編成のために長期（12ヶ月以上）預金の金利は増加する見込みがあります。

担保取引に関する新しい政令

抵当、質など債務履行の担保は取引においてよく行われることです。ただし、ベトナム法律規定は、必ずしも国内外の商取引に対応して更新されるわけではありません。2006年12月29日に制定された政令163/2006/NĐ-CP号は、担保取引に充分対応できなかったため、2012年2月22日に政令11/2012/NĐ-CP号（政令11号）が

ニュースレター

2012年の第4



公布されました。この政令は2012年4月10日から施行されます。

政令11号は、担保設定者に関するより明確な定義を定めました。これによれば、担保設定者とは、土地所有権などその所有財産を使って担保権者に対してその債務又は第三者の債務履行を担保するという者です。担保権者という概念は同政令で改正されません。すなわち、民事関係において抵当、質、保証などによってその債権を担保されるという者です。

政令11号は、担保取引を明らかにした新しい規定を取り入れました。その最も注目すべき事項は以下の通りです。

担保財産及び将来に形成する債務

政令11号では、担保財産という概念そのものが拡大されました。すなわち、担保財産とは、法律によってその取引を禁止されない現存財産又は将来に形成する財産であると定義されました。これに対して、政令163号では、担保財産とは、法律によって認められる現存財産又は将来に形成する財産であると定義されました。こうした拡大された概念では、より多くの財産を担保財産として使われるようになると考えられます。

また、将来に形成される財産も政令11号によって改正されました。すなわち、この財産は以下のように列挙されました。

- (a) 借入資本によって形成される財産
- (b) 形成最中又は担保取引を交わしたときに適法に設定される財産
- (c) 所有権を投機すべき現存財産で、担保取引を交わした後に始めて法律規定に従って登記された財産

ただし、将来に形成される財産には土地所有権を含めません。

政令11号は、将来に生じる債務履行の担保に関する規定を定めました。すなわち、別途の合意又は別途の法律の規定がない限り、当事者が担保義務の範囲また担保取引の執行期限を合意する必要がありません。

この規定は担保権者にとって有利なものです。というのは、担保取引そのものは、契約を締結したときに将来に実施すべき債務を確定しなかったことを理由に取消されることができないからです。ただし、これは実際に債務履行を確定する際に錯誤又は紛争を生じさせる可能性があります。担保設定者にとって適切な形で具体化されるべきであると考えられます。将来に形成する財産に担保を設定しようとする者は可能な限り上記の事項を契約に明記するように勧めます。

また、債務が形成するときに当事者が担保取引の変更（すなわち、その取引そのものの登記）を登記する必要がなくなります。

ニュースレター

2012年の第4



担保取引情報に関する規定

政令11号は、一定の交通手段の抵当設定に関する情報更新について定めました。同政令7a条では、陸路交通手段（車、バイクなど）、国内水路手段又は鉄道に抵当を設定する場合には、当該担保取引が登記された後に、登記機関が当該担保取引登記書の写しを担保を設定された交通手段の登記当局に送付し、情報を更新します。この情報更新は当該担保取引登録書を受けた日におこなわれます。

担保財産は証券登記すべき財産（株式）である場合には、担保取引に関する法律規定による担保取引の登記と証券法による証券登記を行わなければなりません。

担保財産の執行について

政令11号では、担保財産の執行者（財産執行者）は、担保設定者の委任を受けずに担保契約に合意された事項のみに従って、担保財産を執行することができます。担保計契約が適切に作成される場合には、財産執行者はより容易に当該財産を執行することができます。

抵当財産の価値を増やして投資する場合には、抵当権者は抵当設定者又は第三者（抵当財産への投資家）によるこの投資を妨げてはなりません。投資による価値増加の部分への執行については、当該部分は担保設定されないが、担保財産から切り離すことができず又は切り離せば、担保財産の価値が下がる場合には、担保財産への投資家はその分を担保財産から切り離すことができません。ただし、当該財産を執行する際、投資家が別途の合意がない限り、その増加分を優先して支払

土地使用権について。土地定着財産ではなく、土地使用権のみに抵当を設定する場合には、

- 土地使用権者は、土地定着財産の所有者である場合には、別途の合意がない限り、土地定着財産は土地使用権と同時に執行されます。又は
- 土地使用権者は、土地定着財産の所有者ではない場合には、土地使用権の執行に当って、土地定着財産の所有者は別途の合意がない限り、土地使用権者との合意に従って引き続き土地を使用することができます。

通達11号は、担保財産の執行方法を具体的に定めました。その内に競売によらない担保財産の売却、担保財産の引受という執行方法が注目されます。政令11号が公布される前に、政令163号はこれらの執行方法を定めなかったため担保権者はなかなかこれらの方法で執行できませんでした。

当事者にとってより公平な規定?

政令11号は、投資家が留意すべき政令163号の改正規定を定めました。すなわち、担保取引が、法人が再編（分割、合併、形態の変更など）される前に合意され、その効力が生きている場合には、当事者が法人の再編後も当該担保取引を締結し直す必要がありません。ただし、登記された担保取引について変更がある場合には、再度登記をし直す必要があります。

ニュースレター

2012年の第4



抵当財産は飛行機、船舶又は上記の交通手段である場合には、抵当者は抵当契約の期間中に当該の飛行機所有証明書、船舶登記証明書又は交通手段の登記証明書の原本を保持します。

抵当財産は、民法416条によって留置される場合には、留置者の権利が優先されます。ただし、留置者は、抵当権者又は抵当者が留置者に対して債務を履行した後に当該留置財産を引き渡さなければなりません。

銀行間の取引に関する新規制

国家銀行と信用機関間の取引について、2012年2月27日にベトナム国家銀行は1999年3月26日付決定101/1999/QĐ-NHNN号をとり変わる通達02/2012/TT-NHNN号（通達2号）を定めました。通達2号は国家銀行と外国信用機関・銀行支店の外貨取引に関する条件、手続、処分手段を定めました（以降、外貨取引という）。

外貨取引の設定条件

通達2号による外貨取引とは、ベトナム外貨市場における外貨売買、両替及びその他の取引です。国家銀行とのこのような取引を行うためには、外国信用組織・銀行支店は以下の条件を満たさなければなりません。

- (a) 信用組織法にとって設立し、経営すること。
- (b) 国家銀行からベトナムの外貨市場での外貨提供・経営の許可を与えられること。
- (c) 国家銀行が時期によって認めるReuters又はその他の取引手段など外貨取引手段設備機材を保有すること

ベトナムで1支店以上を開設する外国銀行については、国家銀行がベトナムにおけるそれらの支店を代表する支店のみと取引します。国家銀行の取引所は、外国信用機関・銀行支店から国家銀行との外貨取引関係設定に関する適切な申請書類を受取った日から営業7日以内に当該申請の認否、申請書類を補足する要求などについて書面で通知する。

外貨取引関係に関する具体的な規定について

通達2号は外貨取引における取引外貨が米ドルとベトナムドン又は時期によって国家銀行が定めるその他の外貨カプルであると明記しました。米ドル対ベトナムドンの為替レートは国家銀行が時期によって定める外貨規制及び外貨制度によって確定されます。米ドル以外の外貨については、その外貨対ベトナムドンの取引為替レートは、米ドル対ベトナムドンのクロス為替レートと取引日に国際市場における米ドル対当該外貨の為替レートに基づいて計算されます。

通達2号は以下のような外貨取引形態を定めました。

ニュースレター

2012年の第4



- 即時取引とは、当事者が取引時点における即時取引為替レートで一定額の外貨を売買することである。
- 期限付取引とは、当事者が取引時点で互いに確定した為替レートで一定額の外貨取引を約束することである。この取引に関する支払は確定した将来の時点で行う。この取引期限は国家銀行及び外国信用組織・銀行支店が3日から365日までの期間を合意するものである。
- スワップ取引とは、同一取引相手との同一額外貨を売買することである（この取引に2つ外貨のみを使う）。その中で、一方の取引が即時取引であるのに対して、他方の取引は支払期限は将来に行うことである。この取引期限も国家銀行及び外国信用組織・銀行支店が3日から365日までの期間を合意するものである。これらの二つ取引の為替レートは即時取引を確認した時に同時に決められる。
- 国家銀行が時期によって決めるその他の取引形態

国家銀行と外国信用組織・銀行支店間の外貨取引は、ルーター、電話又は国家銀行が時期によって認めるその他の取引手段で行われる。特に、外貨取引は電話で行われる場合には、外国信用組織・銀行支店が当該取引の会話を録音・保管して、必要のときに使えるように確保しなければなりません。外貨取引はベトナム語又は英語で行われる。通達2号は取引手段によって行われる外貨取引は取消ができない約束であるという原則を強化しました。ただし、当事者が取引の修正又は取消を合意した場合はその限りではありません。

通達2号はその他に取引手順、支払期限、支払が遅れる場合の違約金利を定めました。

報告及び遵守義務について

通達2号では、外国組織銀行支店は国家機関に対して以下の事項について責任を負います。

- 報告義務について
 - 国家銀行取引所に対して営業4日以内にその他の外国信用組織・銀行支店との外貨取引の状態
 - 取引代表者、取引名称、住所、本部住所、取引先の住所、取引手段における取引番号、標準支払のマニュアル、国家銀行との外貨取引に関して、外国信用組織・銀行支店の代表者として署名できる者のリスト、取引従業員のリスト及びその他の変更を含む変更が行われる前に変更しようとする情報
 - 信用組織の分割、合併、買取合併、法律形態の変更、解体、破産などに関する申請書類を当局に送付した日又は外国銀行が本部を置くところの当局が当該銀行の分割、合併、買取合併、法律形態の変更、解体、破産、経営許可の撤回・経営の停止に関する決定を下した日より5日以内
- 外貨取引に関連する幹部権限の確実性、国家銀行へ送付する申請書類の充分性、正確性、適合性、求

ニュースレター

2012年の第4



められる時間

- 外貨取引業務を精通する従業員の確保
- リスクマネジメントの手續、システムの確保、厳格な内部監督、外貨取引の管理制度の確保
- 国家銀行に定める外貨状態に関する規定、外貨取引に関するその他の安全規定の遵守

違反処分

国家銀行は、通達2号の規定に反した外国信用組織・銀行支店に対してその違反の程度及び性質によって以下の処分を行うことができます。

(a) **警告**：外国信用組織・銀行支店が以下の違反を3回に繰り替えて行う場合。

- 所定期間内に報告書を送付しないこと
- 報告を送付しないこと、又は
- 誠実性を欠いた報告を送付したこと。

(b) 1ヶ月～3ヶ月の取引停止

- 警告処分を3回以上受けた場合
- 外国信用組織の分割、合併、吸収合併、法定形態の変更、解体、破産又は外国銀行の分割、合併、吸収合併、法定形態の変更、解体、破産又営業許可の撤回、営業停止の場合の報告義務の違反
- 特別監督の状態に置かれ、外貨取引が縮小又は停止される場合

(c) 国家銀行（銀行監査、監督機関）が結論して通知した通貨規制及び銀行規制の重大な違反による外貨取引関係の取消

(d) 関係法律に定めるその他の行政違反処分

通達2号は2012年4月12日から施行されます。この施行日前に既に銀行間外貨市場の構成員として認められた外国信用組織・銀行支店は再登録せずに通達2号によって継続して国家銀行との外貨取引を行うことができます。これらの組織はまた、通達2号が発効した日より30日以内に外貨取引関係の申請書類を更新する義務を負います。

ニュースレター

2012年の第4



政令12号による外国NGOの管理

外国NGOがベトナムでの人道活動を実施、拡大するよう奨励するために政府は2012年3月1日にベトナムで営業活動を行う外国NGOの登記管理規制に関する政令12/2012/ND-CP号（政令12号）を公布しました。政令12号はNGO、非営利団体、社会基金、民間基金、又外国法によって設立され、ベトナムで開発支援、人道援助、非営利目的の活動及びその他の目的で設立されたその他の非営利の社会組織を対象とします。

外国NGOは以下のいずれかの形態によって登記許可書を発行されます。

- 営業活動登録証明書
- プロジェクト事務所設置登記書又は
- 駐在事務所設置登記書

登記書の発行

- 事業活動登記申請のために、NGOは外国法によって適法に設立され、明確な定款・趣旨、ベトナム国家の経済社会発展政策に適合する援助プログラム・プロジェクト又は非プロジェクトの援助を通じるベトナムでの人道活動計画を持つ。外国NGOは財源、財力、ベトナムでの活動計画又はプログラム・プロジェクトを申請書に明記し、ベトナム法律の遵守・ベトナム風俗習慣の尊重を約束しなければならない。事業活動登録書は外務省に発行され、発行日から3年間効力を持つ（ただし、当該NGOの外国での事業登録期間を超えない）。この登録書は更新手続の完了によって延長される。
- プロジェクト事務所の開設を申請をするためには、外国NGOはベトナム当局に認められたプログラム・計画のための事業活動登録書を既に与えられ、当該プログラム・計画の規模・性格によって継続、現場での運営監督を求めるものである。プロジェクト事務所開設の登録書は外務省に発行され、発行日より5年間効力を有する。（ただし、当該NGOの外国での事業登録期間を超えない）。この登録書は更新手続の完了によって延長される。
- 駐在事務所開設申請のために、外国NGOは事業活動登録書を既に発行され、ベトナム当局に認められるプログラム・プロジェクトを通じて長期活動を約束する必要がある。外国NGOはベトナムで効果的な活動を少なくとも2年間継続すべきである。その駐在事務所はハノイ、ダナン又はホーチミンのいずれかの場所に置くべきである。駐在事務所開設登録書は外務省に発行され、発行日より5年間効力を有する。（ただし、当該NGOの外国での事業登録期間を超えない）。この登録書は更新手続の完了によって延長される。

上記の通り、外国NGOは事業活動登録書を発行されて、はじめて残りの登録書を発行されることとなります。政令12号によれば、外国NGOは駐在事務所又はプロジェクト事務所開設登録書が発行される場合に事業登録書を自動的に失効することとなります。

ニュースレター

2012年の第4



ただし、立法者に対して、外国NGOはプロジェクト事務所開設登録書を持ちながら、駐在事務所を開設することができるのか、また、外国NGOはベトナムで2年以上効果的に事業活動をしたが、その後、事業活動を中止した場合はどうなるのかという疑問がある。

登録書の申請手続、更新手続は政令12号で明記されます。

ベトナムにおける外国NGOの事業活動

外国NGOは、登録書に従って事業活動をし、登録書の発行日、更新日又は調整日の後に45日以内に事業活動を予定する省の人民委員会に通知しなければなりません。また、年間、6ヵ月ごとという定期報告責任を負います。

外国NGOはベトナム当局の書面による承認を得られる場合には、事務所を借りて、外国人及びベトナム人の従業員を雇用することができ、また労働許可登録が免除されます。

外国NGOは、ベトナム利益に適合しない活動、営利目的の活動又は人道開発目的に資しない活動、マネーロンダリング、テロリス、ベトナム法律、伝統の風俗慣習に反する活動を禁止されます。外国NGOは、以下の場合において外務省の決定によって一部の活動、すべての活動又は活動の終了をさせられます。

- 禁止事項に反する。
- 登録書の有効期間が切れたが、更新手続をしなかったこと。
- 申請書類を故意に偽造すること又は
- 登録書が発行された日から12ヶ月に事業活動をしなかったこと。

政令12号は2012年6月1日より効力を発生し、外国NGOを規制する1996年5月25日付首相決定340/TTgがこれによって廃止されます。

駐在事務所、プロジェクト事務所の開設許可を既に発行された外国NGOは政令12号に定める形態に基づいて事業活動を登録しようとする場合には、同政令が発効した日より90日以内に申請書類を補足しなければなりません。